

令和 6 年 2 月 15 日

お客様各位

新井信用金庫

「令和 6 年能登半島地震災害復旧ローン」の取扱開始について

このたびの地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

新井信用金庫では、今回の地震で影響を受けられた皆様にお役立ていただけるよう、「令和 6 年能登半島地震災害復旧ローン」の取扱い基準を拡大しましたのでお知らせいたします。

記

商品概要

商 品 名	「令和 6 年能登半島地震災害復旧ローン」
取 扱 期 間	令和 6 年 1 月 10 日～令和 6 年 12 月 30 日 ※上記期間内にお申込を受付した分までを対象とします。
ご 利 用 いただける方	・ 令和 6 年能登半島地震の影響により被害を受けられた個人の方。 ・ お申込み年齢が満 18 歳以上の方。 ・ 安定継続した収入がある方。 ・ 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方。 ・ (一社) しんきん保証基金の保証が受けられる方。
資 金 使 途	被災からの生活再建にかかる次の資金 ①自動車関連資金（オートバイ・自転車を含む） ②教育関連資金 ③住宅・リフォーム関連資金 ④医療費 ⑤物品購入・修理資金 ※②～⑤は支払済の資金も可能です。お申込時点でお支払い日から 3 ヶ月以内のものに限ります。 ⑥生活資金（100 万円以内） ⑦お申込人が当金庫から借入れた個人ローンの借換資金 ※①～⑥のいずれかとの併用に限ります。（ただし、フリーローンは除きます。）
ご 融 資 期 間	15 年以内（元金据置期間は 1 年以内）
ご 融 資 金 額	1,000 万円以内
ご 融 資 利 率	年 1.50%（変動金利・保証料込）
ご 返 済 方 法	元金均等返済または元利均等返済（ボーナス返済はご融資金の 50%以内につき 6 ヶ月ごとの返済になります）
担 保 ・ 保 証 人	原則不要。（一社）しんきん保証基金の保証をご利用いただきます。
そ の 他	ご融資金はお支払い先へ振込させていただきます。

以 上

詳しくは当金庫窓口・営業担当者にお問い合わせください。